

東日本大震災復興特別区域法資料

東日本大震災復興対策本部事務局
2011年12月

東日本大震災復興特別区域法の対象区域



北海道: 広尾町 浜中町
 青森県: 八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町
 岩手県: 県内全市町村
 宮城県: 県内全市町村
 福島県: 県内全市町村
 茨城県: 水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市
 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市
 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひ
 たちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市
 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市
 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉
 市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町
 美浦村 阿見町 河内町 利根町
 栃木県: 宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市
 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市
 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
 高根沢町 那須町 那珂川町
 埼玉県: 久喜市
 千葉県: 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市
 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 八千代市 我孫
 子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市
 山武市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町
 大網白里町 九十九里町 横芝光町 白子町
 新潟県: 十日町市 上越市 津南町
 長野県: 栄村

東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である財特法の特定被災区域等(222市町村の区域)

復興特別区域基本方針 (閣議決定)

【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同して作成
民間事業者等の提案が可能
個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

復興整備計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画

復興交付金事業計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

内閣総理大臣の認定

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

内閣総理大臣に提出

計画の公表

特例の追加・充実

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特別措置
- ・利子補給

土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・使途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化

3

復興推進計画の作成について

復興推進計画は、個別の規制・手続の特例や税制上の特例等を受けるために、県、市町村が単独又は共同して作成する計画。民間事業者等からの提案も可能。
国の認定を受けることにより、規制の特例等が適用。

復興推進計画の作成

地域協議会

(設置は任意。ただし一部の特例等を活用する場合等は必置)

意見聴取

(県・市町村は、関係地方公共団体及び復興推進事業の実施主体への意見聴取が必要)

復興推進計画の申請(復興局へ)

同意手続

(復興庁において、関係行政機関の長の同意手続を行う)

復興推進計画の認定(復興庁)

- 規制の特例等を活用した事業の実施
- 税制の特例を講じる事業者の指定等

《復興推進計画に位置付ける事項》

- ・規制の特例措置
- ・課税の特例措置
- ・復興特区支援利子補給金の支給 等

《留意事項》

- ・計画作成主体と記載事項は、柔軟に設定可能
- 例①: 県が産業集積関係の税制上の特例、市町村が公営住宅の整備等、県と市町村が分野毎に役割分担して計画を作成
- 例②: 県が複数市町村の区域についてまとめて計画を作成
- 例③: 計画の一部事項から作成し、その後、計画を拡充・変更
- ・復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の3つまとめての作成も可能
- ・作成している県・市町村の復興計画に復興特区の計画事項の記載も可能
- ・事前相談も実施
(復興庁・復興局設置までは、復興対策本部事務局、現地対策本部事務局)

《計画の概要(記載事項)》

- ①復興推進計画の区域、目標、取組内容
- ②「①」で実施する各特例を適用する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容
- ③復興産業集積区域、復興居住区域等の区域(税制の特例適用^(※)等、必要な場合のみ)
- ④「③」で実施する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容

(※)産業集積関係の税制上の特例を活用する場合には、復興産業集積区域の設定が必須。
優良賃貸住宅関係の税制上の特例を活用する場合には、復興居住区域の設定が必須。

* 計画の認定後の変更は随時可能。

4

復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 個別の規制、手続の特例

- ① 住宅の確保
 - ・ 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の特例
 - ・ 公営住宅の被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮
 - ・ 公営住宅の用途廃止、社会福祉法人等による使用、事業主体変更について、手続の簡素化
- ② 産業の活性化
 - ・ 食料供給等施設(農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等)の整備について、農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化及び優良農地での整備を可能とする特例
 - ・ 工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例
 - ・ 漁業権の免許に関する特別の措置
 - ・ 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例
 - ・ 他の水利使用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化
 - ・ 仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限の緩和(政令事項)
 - ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)
- ③ まちづくり
 - ・ 建築基準法における用途制限に係る特例
 - ・ 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化
 - ・ バス路線の新設・変更等に係る手続の特例
 - ・ 鉄道ルートの変更に係る手続の特例

5

復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 個別の規制、手続の特例(続き)

- ④ 医療、福祉等
 - ・ 確定拠出年金に係る脱退一時金の特例
 - ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)
 - ・ 被災地における医療・介護確保のための特例(省令事項)
 - 病院の医療従事者の配置基準に係る弾力的対応
 - 病院等以外の者による訪問リハビリ事業所の開設に係る弾力的対応
 - 介護施設等に対する医師の配置基準等に係る弾力的対応
 - ・ 被災地の薬局等の構造設備基準の特例(省令事項)
 - ⑤ 補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例
2. 政令又は省令で規定する特例措置について、政令は施行令、省令は復興庁(※)と規制所管省庁の共同省令でそれぞれ対応
 3. 施行令又は復興庁令(※)・主務省令で定めるところにより、政令又は主務省令で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする

◆ 法律規制事項についての新たな規制の特例措置を実現するスキーム

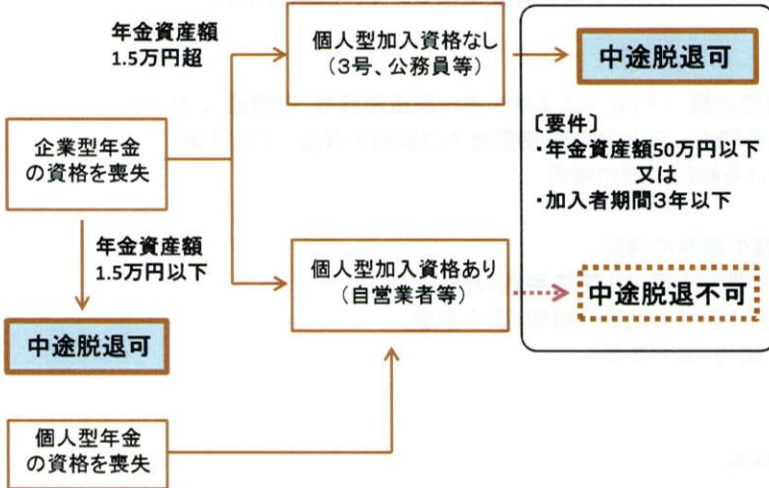
(※)復興庁が設置されるまでの間は、復興庁は内閣府、復興庁令は内閣府令

6

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～医療、福祉等～
 確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和（確定拠出年金法の特例）

現行の確定拠出年金制度は、60歳到達前の中途での脱退は原則として認められていないが、復興特別区域制度の枠組みの中で一定の要件を満たした者については、確定拠出年金制度からの中途脱退を可能とする。

【現行】年金資産額が少額な場合等のみ中途脱退が可能



特例の内容

◎震災により住居又は家財が損害を受け、退職等した加入者であった者について、一定の要件を満たす場合に脱退一時金の支給を認める。

【要件】

<企業型>

- ①震災発生から2年以内に震災により退職し、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

<個人型>

- ①震災発生から2年以内に運用指図者となり、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

☆今後の手続

被災自治体が、脱退一時金を活用した地域の振興に係る事業(例:商店街の復興や災害に強い街づくり等)を盛り込んだ復興推進計画を内閣総理大臣に申請し、認定を受ければ、その日以後、平成27年度末までの間、特例措置が適用される。

33

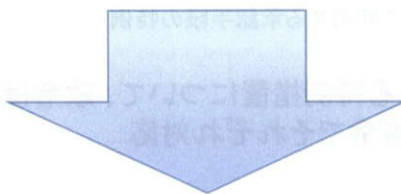
復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～医療、福祉等～
 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（薬事法施行規則の特例）

【規制の現状】

薬事法において、医療機器の製造販売業者は「総括製造販売責任者」を、製造業者は「責任技術者」を置かなければならないとされており、それらの資格要件の一つとして、実務経験の要件(3年)が定められている。

【規制緩和の必要性】

被災地の産業を創出するために、医療機器の製造拠点を誘致することが必要。



【対応方針】

医療機器の総括製造販売責任者等の資格要件の一つである実務経験の要件(3年)に関する基準については、道県が復興推進計画に定める基準(品質管理上、保健衛生上等の観点から現行の基準に相当する基準)を適用することとする。

(参考) 東北発医療機器等開発復興特区構想

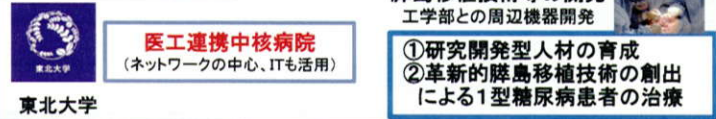
- 東北地方にはもともと内視鏡等の医療機器分野で競争力のある企業の主力工場が立地。
- 東北地方の特色・強みを活かした革新的医療機器の創出を図り、東北地方の雇用と産業を創出するため、規制緩和や開発助成を実施。

革新的な医療機器の開発促進

①岩手プロジェクト



②宮城プロジェクト



③福島プロジェクト



医療機器製造拠点の誘致

製造拠点を誘致
医療機器の製造拠点を東北地方に誘致し、産業と雇用の創出及び輸出振興を図る。



迅速な
実用化

開発拠点に対する研究費の重点化

- ・医工連携にかかる研究費の重点的な投入

医療機器治験への助成事業(三次補正)

- ・各プロジェクトにかかる医師主導治験等を助成

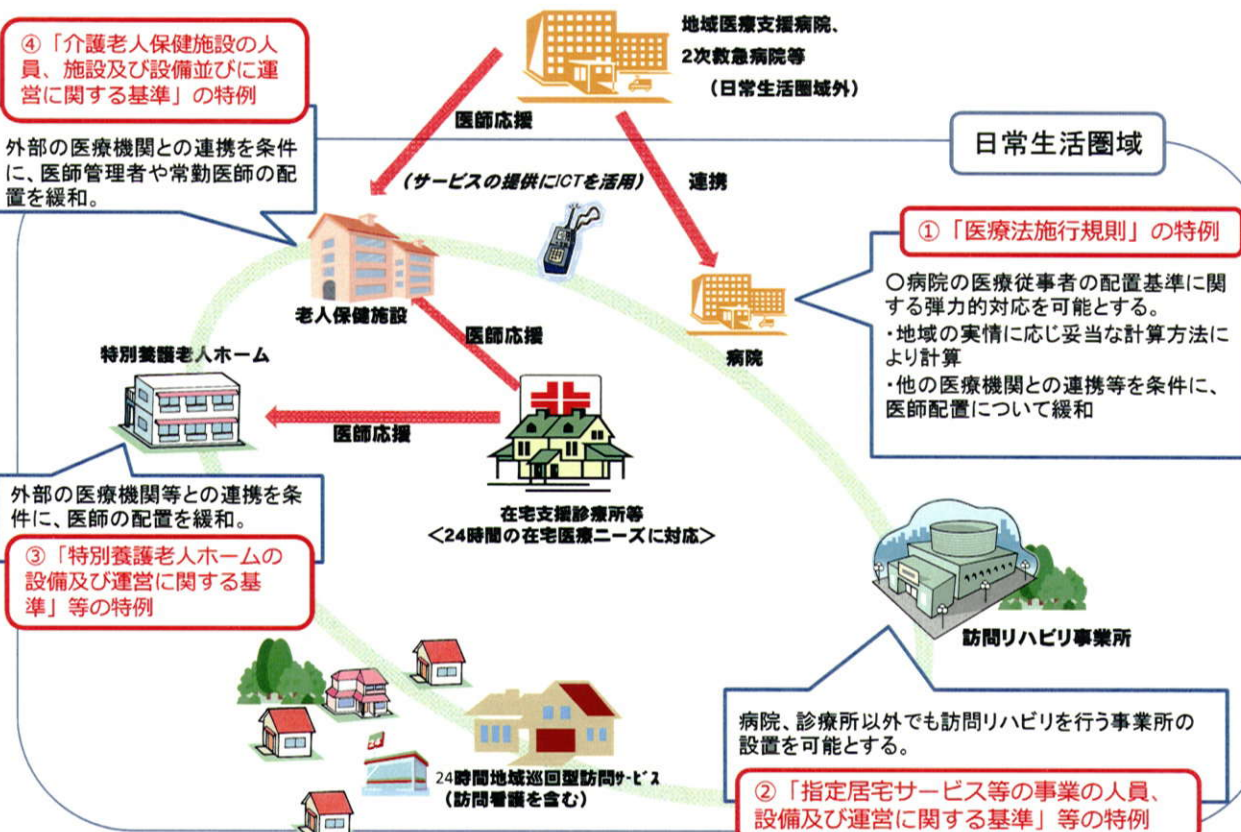
規制の緩和(復興特区・省令事項)

- ・運用改善
- ・薬事に関する相談の利便性の向上(PMDAの出張相談等)
- ・医療機器製造販売業等の許可基準(現場責任者の要件)の緩和等

税制措置

- ・復興特区法に係る税制上の措置等

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ~医療、福祉等~
被災地における医療・介護確保のための特例(医療法施行期規則等の特例)



【被災地のニーズ】

被災地の薬局や一般用医薬品のみを販売する店舗の面積が基準を満たさない場合でも、薬局等を開設できるよう、薬局等構造設備規則の緩和が求められている。



【現状】

薬局等構造設備規則では、薬局の店舗面積は19.8㎡以上とされている。また、一般用医薬品のみを販売する店舗の面積は13.2㎡以上とされている。



【特区の必要性】

東日本大震災で、薬局等が甚大な被害を受けたことにより、住民への医薬品の提供が困難な地域がまだ存在する。被災地の住民が少しでも身近なところで医薬品を入手できることは、保健衛生上重要。



【対応方針】

- 面積が基準を満たさない場合でも、保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認められたものについては、県等が薬局等の開設許可を与えることができるよう特例的な措置を講じ、被災地の薬局等の設置の支援を行う。